

**鳥取県告示第 216 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人れしーぶ	居宅介護支援事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成 22 年 4 月 1 日